

令和7年度指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和7年10月3日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
7-1 I H I 運搬機械株式会社 新明和工業株式会社	2社は、機械式駐車装置の設置工事について他社と情報共有により、工事の供給に関する調整など、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から、I H I 運搬機械株式会社は課徴金納付命令(同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用)、新明和工業株式会社は排除措置命令及び課徴金納付命令(同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用)を受けたことによる。 基準第12号(独占禁止法違反)	令和7年5月23日から 令和7年8月22日まで 3か月
7-2 株式会社中央技術コンサルタンツ	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務において、同市職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年7月21日公契約関係競売入札妨害の疑いで宮城県警に逮捕されたことによる。 基準第14号(競売入札妨害又は談合)	令和7年7月29日から 令和8年1月28日まで 6か月
7-3 新明和工業株式会社	新明和工業株式会社は、特定特装車の販売価格の引上げ等について他社と情報交換により、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。なお、同法第7条の2に基づく課徴金納付命令については、同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用を受けたことによる。 基準第12号(独占禁止法違反)	令和7年10月4日から 令和8年1月3日まで 3か月